

7月1日
施行

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました!

条例の詳細は、交通安全課のホームページ

(<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/koutuu/koutuu.html>) をご覧ください。



従業員の安全で適正な自転車利用は、事業者の責任です!

事業者の義務・努力義務

条例では、自転車に関する事業者の義務・努力義務が定められています。事業者の方は、その義務を守り、従業員が自転車を安全に利用できるようにしましょう。



全ての事業者

自転車通勤する従業員への 研修、情報提供等

自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるよう、研修や裏面の活用などにより、交通ルールの周知に努めましょう。

顧客等に対する 駐輪場利用の啓発等

お店や事業所を訪れた人が周辺に自転車を放置すると、歩行者や他の車両の通行の妨げとなります。

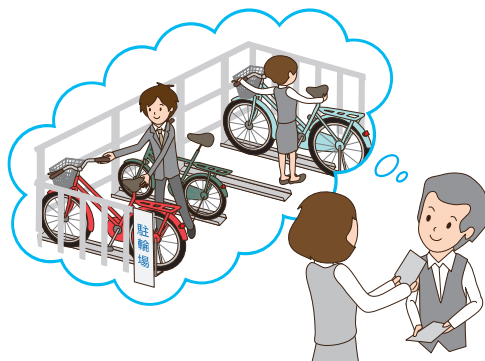
自転車で来る顧客等に対して、駐輪場の確保や、駐輪場の案内等をし、駐輪場の利用を勧めましょう。



自転車通勤する従業員の 駐輪場の確保・確認

自転車通勤する従業員がいる場合は、事業者自らが、駐輪場を確保するか、従業員に対して駐輪場を利用していることを書面で確認しなければなりません。(自宅から駅などまで自転車を利用している場合も、駐輪場の確認をしなければなりません。)

※短期雇用の従業員は、上記の義務の対象外です。詳細は、交通安全課のホームページをご覧ください。



事業に自転車を使う事業者 ……………

「事業に自転車を使う」とは、自転車で物を配達するだけでなく、営業所間の移動、顧客回り、業務用品の購入等の際に自転車を使うことも含みます。

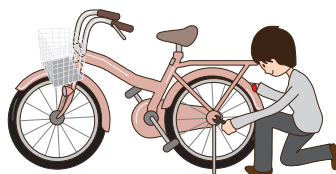
従業員への研修等

従業員に対して、自転車の安全利用に関する研修等を行い、技能・知識を習得させるようにしましょう。



自転車の点検整備

事業用自転車について、都の点検整備指針を踏まえた点検整備を行いましょう。



保険加入

事業用自転車で起こした交通事故の損害を賠償できる保険に加入しましょう。

